

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和5年3月1日（水）15:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：山中委員長他

<質疑応答>

○司会 それでは御案内していた時刻になりましたので、ただいまから3月1日の原子力規制委員会定例会見を始めます。本日は、次の日程の都合上、16時15分には会見終了といたしますので、御協力のほどよろしく願いいたします。それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。

御質問のある方は手を挙げてください。エンドウさん。

○記者 共同通信、エンドウです。お疲れさまです。

まず、昨日、政府のほうで炉規法の改正案が閣議決定され、国会のほうに提出されました。まずこのことに関する受け止めをお願いいたします。

○山中委員長 閣議決定のスケジュールについては、事前に私ども把握はしておりませんが、それについて何かコメントということではございませんけれども、少なくとも10月5日から高経年化した原子力発電所に関する劣化に関して、安全規制をどういうふうにしていくのかということについては議論をさせていただいて、制度についての大枠を法案にすることができたというふうには思っております。

50年目までは、今までの現行制度で十分であるということは、委員の間では確認できたところですが、60年以降、どういうふうな検討をすべきなのかということについては、検討チームを設置させていただいて、技術的な詳細について、これからしっかりと丁寧に議論をしていっていただきたいというふうに思っております。

その中で、少なくとも高経年化した原子力発電所の劣化のモードとしてどういうものが重要であるのかということと、そのモードについて、少なくとも今までの経験を踏まえるとどういうことが分かっているのかということ、さらには、審査基準について、60年以降どういうふうにしていくべきなのかということを技術的に議論していただきたいと思いますというふうに思っています。

私個人的には、60年以降もこれまでの様々な高経年化の評価の経験を踏まえますと、基本的な方針というのは、これまでどおりでいいというふうには思っておりますけれども、検討チームのほうで詳細を議論していただいて、できる限り委員、あるいは検討チームのメンバーの中でも十分に理解をできやすい資料にさせていただきたいと思っておりますし、議論も公開の場でできる限り国民の皆さんに分かりやすい資料を提示していただくようお願いをしているところです。

○記者 先週も会見のほうで出ていたと思うのですけれども、検討チームでは、杉山委員が現行だと逆に物足りないというような言い回しをされていました。この点、どうでしょうか。

○山中委員長 まず、前回の第1回の委員会では、やはり全体のかんりの大枠の議論、あるいは狭義の議論等のかんりいろいろな議論がされたかと思しますので、少なくともまだ詳細は煮詰まっていないところかと思うのですけれども、私はその基本的な方針としては、現状、40年の運転延長の認可制度、これの評価の経験を踏まえますと、60年以降も審査の基本方針は今までどおりでいいのではないかというふうに、個人的には思っておりますけれども、これから議論を丁寧に進めていただく必要があろうかなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。もう一点、本日の参院予算委のほうでのやり取りについて、ちょっと一つ伺います。今日、議員の質問のほうで出ていたのですけれども、設置のときの耐用年数が40年ということで、これについてのちょっとまず規制委さんとしてのお考えをお伺いしたいと思います。

○山中委員長 これは、以前にもお答えをさせていただいたと思うのですけれども、耐用年数、あるいは想定年数、あるいは設計寿命という幾つかの言葉が使われていると思うのですけれども、少なくとも日本では、40年という数字が耐用年数ないしは設計寿命として書類の中に上がっているというのは事実です。

耐用年数という言葉を使わせていただくと、少なくとも原子力発電所に対する耐用年数、あるいは他の発電の方式でも構わないのですけれども、火力発電所についての耐用年数、こういったものは、少なくとも設計当初の、いわゆる設計条件のようなものであって、機器の健全性の、例えば評価の期間ですとか、あるいは交換の期間ですとか、そういうものを考えるときに設定する、私は条件のようなものであるというふうに認識しております。それがすなわち、何かこの発電所の寿命を設定するようなものではないというふうに、私自身は認識しておりますし、そういうふうな年数だというふうに考えています。

○記者 ちょっと追加で質問なのですけれども、これは例えば、今の現行法で言えば、40年の延長に生かすとかでの考慮には何か反映したりということはないのでしょうか。

○山中委員長 新しい制度の中でこの40年をどう考えるかということでしょうか。

○記者 それもお願いします。

○山中委員長 過去の運転延長認可制度の中で40年ということが数字として用いられたと思うのですけど、これはあくまでも規制委員会の見解としては、タイミングです。終わりも言うと、60年というのが決まっているわけです。これもタイミングです。そういう見解は変わらないと思います。

新制度の中で、40年の位置づけというのは、あくまでも30年、最大10年ずつですから、30年、40年、50年という一つのタイミング、ただし、特別検査は継続して行いますので、

特別点検については。そういう意味で、特別な年には違いはありませんけれども、それ以上のものではないということです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問、いかがでしょうか。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

同じく東ね法案等についてちょっとお伺いしたいのですけれども、60年超の審査については、50年炉の審査をしてから、その経験を基に60年超の審査基準を決めていくということになっていると思うのですけれども、しかし、50年炉というのは、一番最長で今高浜1号機が48年ですか。そうすると、まだ2年ぐらい余裕があるわけなのですよ。そうすると、その2年の余裕があるにもかかわらず、60年超の運転を可能とする規制の概要だけ先につくった理由というのが私はあまりよく分からないのですけれども、改めて教えていただけないでしょうか。

○山中委員長 まず、基本的な考えとして、40年の運転延長でどこまで物理的な性質について把握することができたかということを考えますと、かなり長い先まで予測が実測値として予測ができています。あるいは、評価としてかなり先まで予測式が成り立つことが分かったという、そういう経験を踏まえますと、少なくとも40年目までで60年強のところまで、ある程度評価ができる。あるいは、これはまだ審査中ですけれども、他の、今審査を行っている川内の例を見ますと、さらに長い期間の生データが評価データとして得られている。あるいは、予測式として得られているという、そういう経験に基づきますと、少なくとも50、60、70ぐらいまでは現行の評価制度で、基本的なところは十分なものではないかという、これはもう本当に過去の4例の経験に基づきますと、そのような技術的なことが考えられるということで、まず制度の大枠として、10年ごと、物理的な性質については見ていくという評価方法を取れば、現行の制度よりもはるかに厳しい評価になるだろうというのを予測して、仕組みをまず考えたというところでは。

だから、技術的にはある程度バックグラウンドがあるということは、今お話することができると思います。恐らくそれほど遠くない時期に、検討委員会のほうで本当になぜ先まで分かるのだというような話が分かりやすく皆さんに、国民の皆さんに理解していただきやすいような資料を提示していただけないかなというふうに思っています。

○記者 今回、あまりにも早く物事が進んでしまったがために、情報発信が僕は遅れたのではないかと思うのですよ。この問題は、高経年化の問題はただでさえ難しく、長年研究している人や、長年見ている私たちのような人間でも発信するのは難しい。だから、この発信の仕方についてまだ工夫が必要だと思うのですが、何かその辺について、お考えがあったら教えてください。

○山中委員長 そういう至らなさについては、私も認識をしております、やはり分かり

やすいそういう技術資料を提示してくださいというのを検討チームにお願いをしたところです。

やはり高経年化した原子力発電所の劣化モードってどんな、その劣化が重要なのですかということ、まず国民の皆さんに御理解をいただかないといけない。よく出てくる中性子が照射されることで、圧力容器が脆くなっていくという、この現象がまず皆さん、一番よく知っておられて、名前だけよく知っていられるのだけど、何が起るのか、それは丁寧にやはり規制の立場から説明をしていく必要があるかなというふうに思います。この点については、そんなに遠くない将来にそういう説明資料を提示させていただけるのではないかなというふうに思います。

それからもう一つ、ケーブルの劣化、絶縁の低下が起こるということも重要なモードですし、どういう絶縁の低下が起こるのかということについても説明をきちんとしていく必要があるかなというふうに思っています。

それからもう一つ、コンクリート、これは圧力容器と同時に、これは交換できるわけではありませんので、コンクリートの劣化、どういうものがあるのかということについても御説明する必要があると思います。

私が大事だと思っている物理的な劣化モードについては、この三つだと思います。恐らく検討チームの皆さんも、全く新しい劣化モードが出てくれば別ですけれども、これまでの劣化モードが維持されるのであれば、この三つが多分一番重要なのではないかなというふうに、恐らく共通理解として得られるかなというふうに思います。

当然、新しい劣化モードが出てくれば、リスクに応じて運転を止めていただくということを、日本全国の発電所で劣化が進んでいるところについては、もう新しいモードが起きたら止めていただくという、そういう措置もあり得ると思いますし、それはまた別の問題として考えないといけない。

それと、非物理的、設計の古さという年数がたてば、かなり前に設計したものが本当にそのまま運転していいのかどうかという、これはもう以前から議論になっていたところですが、この点については、いわゆる長期施設管理計画の中に入れるべき事柄と、そうでないバックフィット制度の中、あるいは別の制度が考えられるかも分かりませんが、これも議論していただければいいかと思うのですが、そういうことについては、長期施設管理計画の外側で私は見られるものをきちんと見ていかないといけないものだと思います。私は、バックフィット制度の中で、そういう古さについてきちんと考えるという、その考え方を示していく必要があるかなというふうに思っています。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。ヤマダさん。

○記者 新潟日報のヤマダです。

同じく昨日、国会提出されました東電法案の原子力部門のパートについて、運転延長

の60年超のプラスアルファの期間の考え方、合算の仕方について、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。これまでも議論や質問でもあったように、認可も経産大臣がする60年を超えて運転したい事業者が申請をして、そのしてくる期間について認可するわけなのですが、結構幅広に認めるような、昨日事務方のブリーフィングで認める可能性があるように聞き取れました。これまでも言われていたように、審査で時間がかかった分、プラスアルファできる。ただ、その中には、もちろん審査を止めるほどではないけれども、事業者側の不手際といいますか、に半ば帰責するような形で審査が伸びているという事案も多々あると思います。そのような場合の運用のされ方について、どのようにお考えになりますかというのをお聞きしたいです。

○山中委員長 今日国会の中でも議論があったのですが、少なくともどこまで運転をしたらいいのかということについては、これは運転期間の問題であって、安全規制の問題ではないので、少なくとも運転期間をどうされるかということについては、資源エネルギー庁がお考えいただくべき事柄だと思います。

少なくとも我々は、どういう運転期間になっても安全規制をきちんと高経年化した原子炉について行っていくというのが基本的な我々の姿勢であって、運転期間について、何か我々が物申すということはありません。どうしてほしいとか、ああしてほしいとかということを出すと、結局運転期間について何か意見を申すことになりますので、そこについて我々が何か意見を申すことはないということでございます。

○記者 ありがとうございます。ただ、申請してきた期間が妥当かどうかというのを、多分エネ庁さんのほうでも判断するために、要はそのプラスアルファの審査にかかった期間というのが本当にこの期間なのか、それは本当に規制委の審査によってかかっている期間なのかというのを確かめるために、規制側に照会なりなんなりされると思うのですよ。そういったものへの対応はどのようにされるのですか。

○山中委員長 当然、そういう御質問があった場合には、当然こういう審査の過程を経ています。あるいはその期間でこういう検査が入りましたとか、そういう事実はきちんと御報告をさせていただいて、お考えになるのは資源エネルギー庁側だというふうに、私どもは考えています。

○記者 その場合、帰責性がどちらにあるかみたいな判断もしなければならないと思います。全部これは妥当な期間なのか、それとも事業者側に帰責しているような期間があるのかみたいなことまでも突っ込んでといいますか、やり取りされることになるのでしょうか。

○山中委員長 私どもが運転期間に対して、何か物申すことはありません。そこははっきり言えると思います。どういう審査がなされたのか、間で検査が入ったのか、あるいは追加検査が入ったのか、そういうことについては、事実関係を聞かれば報告することはあるかもしれませんが、少なくとも運転期間に対する判断は、資源エネルギー庁が行っていただくべきことであって、我々は安全規制を行う。それが我々の立場だ

というふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。ミヤジマさん。

○記者 月刊誌のFACTAのミヤジマです。

3. 11、12年を迎えます。この組織の現在というか、最初はやはり保安員が1F（福島第一原子力発電所）から逃げたというところから始まって、その負託を受けてやってきたわけですね。それで何に学ぶかという、やはりNRC（アメリカ合衆国原子力規制委員会）に学ぶということでやってきたと。NRCというのは、私の知る限り、ネイビーリタイヤードクラブというぐらい、軍事を含めて危機管理においては、非常に見識とプライドがあると。だからエネルギー庁が何か言われても、ぶつかったら最後は、規制当局というのですか、やはりそれに従うというのが、私は世界の原発をやっている国でもそういうのがある種のルールだと私はずっと思っていて。私はこの組織を応援してきたと思うのですが、何かこの2週間ぐらいで、何かその部分ががら崩れてしまったのではないかと。失ったものが多いのではないかと。この組織を十何年間、NRCを学んできましたけど、やはりそういうプライドと、専門性と、最後は命をかけてやるのだという気概というのは、風化しているということですかね。

要するに、はっきり言って、国会で山中先生の話なんか聞きたくないというような議員が出てきちゃうような状況ね。やはり何か大きなものを失っていると思うのですが、それはどういうふうに、今回のかじ取りについて、委員長、どのようにお考えなのか伺いたいです。

○山中委員長 今、運転期間について様々な議論があるということは承知しておりますし、この運転期間について意見を申し上げる立場にはないという見解は、2年前に委員会として決定をさせていただいたもので、我々は、少なくとも高経年化した原子炉に対しての安全規制に対して、きちんと責任を持っていく。当然、NRCに学ぶべきところというのはまだまだ多いと思いますし、手本にしたいと思います。ただ、大きな誤解があるのは、資源エネルギー庁の言いなりになって我々が何かしているのではないかという、そういう大きな誤解があると思うのですけれども、少なくとも、運転期間と安全規制というのは、別のものであるというのは、もうこの10年間、様々な経験をして、様々な検討をして出された2年前の見解であろうというふうに思いますし、私もそれを継承して、少なくとも運転期間については物申さないけれども、高経年化した原子力発電所の安全規制については絶対責任を持ってやるのだという覚悟でこの仕事に当たっているつもりですし、そこに国民に正しく理解をされていない部分があれば、これから本当に丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思っています。

それこそ5年前に、私、委員として就任をさせていただきましたけども、決して福島のことを忘れていたわけではございませんし、いまだにやはり福島の実験というもの、教

訓、反省をきちんと踏まえた上で我々は活動していかなければならないというふうに思っております。この点については強く主張をさせていただきたいところですし、ただ、これからもし誤解があるのであれば、丁寧に説明させていただいて、解いていかないといけないところだろうというふうに思っています。それなりの覚悟を持って今回の決断をさせていただきました。

○記者 規制委員会は国の組織ですから、国策には従うけれども、危機管理においてはやはり最後ですね、物の言える組織であるということが前提において初めてその原発が動くのですよね。だから逆に今回の石渡さんの議論でも、内部でどれだけ議論されたか、多分たくさんされたと思いますけどね。やはりこの組織が信頼がなくなったら原発が動かなくなるという位置関係が多分あるわけでね、今回の議論を2週間ぐらい見ていると、もうやはり何か壊れたなど、それは率直に言って経産省の子会社になってしまったのかなど。それはもうこれから原発が動かなくなる、私は最大の要するに障壁だと思うのですけど。説明とかそういうことではなくて、やっぱり本当に厳しいときにここは経産省やエネルギー庁は何もやりませんから、現場に飛び込んでいくような組織だったら、いや、それは待ってくれと言われたら、普通の行政官はこの組織に従わなくてはいけないというね、それがないとやはり私は原発は難しいなどと率直に思うのです。先生、その辺をですね、申し上げたいと思います。

○司会 ほかに御質問、いかがでしょうか。後ろから2番目の方、お願いします。

○記者 鹿児島に本社を置きます南日本新聞社といいます。

川内と玄海の基準地震動の件についてお伺いします。先日の金曜日に九州電力との意見交換会を開かれました。その中で杉山委員のほうから、川内で進む、その40年超の運転期間延長のこととは別問題ではないという趣旨の発言をされました。まず1点目、具体的にはこれはどういうことを指して指摘されていらっしゃるのかについて、お考えを教えてください。

○山中委員長 基準地震動を、震源を特定せずの地震動について、基準地震動にどう反映させていくかということが、プラントにも影響が出るならば当然運転延長の審査にも影響してくるという趣旨の御発言だと思います。少なくともこの標準応答スペクトルの検討というのは相当前から分かっていたことですから、私も発言をさせていただきましたけれども、九州電力の準備不足、対応不足ということが基本的にあると思いますし、ここについては真摯に反省をして、再度きちんと取り組んでいただきたいというのがこれまでの委員会での発言の趣旨です。

○記者 重ねて伺います。手続は別だと、二つの審査の手続は別だと承知しておりますけど、そのSs（基準地震動）の特定のほうの審査ができなければというか、なれば、その40年超の審査のほうの許可というか、認可ですね、これもできないということになるということですか。

- 山中委員長 私はそう理解しております。プラント側への審査に影響を及ぼすのであれば、当然その運転延長の認可の審査にも影響が出るというふうな理解をしています。
- 記者 確認ですけど、いわゆるSsの特定ができないと、やはり40年超の審査も、これは認可はできないということで、規制庁の事務局もそういう考えで間違いないですかね。
- 山中委員長 基本的に、どの程度影響が出るかというのは、大きさが決まらなると少なくとも評価ができませんので、まずそこをきちんと決めていただいて、それからプラントにどういうふうな影響が出るのかというのは、次のステップの問題だと思います。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 御質問いかがでしょうか。ハギワラさん。

○記者 TBSテレビのハギワラと申します。初めて会見出させていただいています。

ちょっと改めてお伺いしたいのは、利用と規制の分離というところです。炉規法から電事法に運転期間に関して今回移る法案の閣議決定がありましたけれども、本当にこれは規制と利用の分離というところには反しないものなののでしょうか。そして、運転期間というのは本当にその利用政策であって、安全規制とは異なるというふうに考えるべきなののでしょうか、その辺り御説明いただけますでしょうか。

○山中委員長 まず運転期間に対するその議論というのはかなり我々も長期間にかけて議論をさせていただいて、令和2年7月の見解を決定をさせていただきました。つまり運転期間というのは安全規制ではないという結論です。

運転期間に対して我々物申すことができないというのは、原子力の利用に対して、その正当化について我々が何か物申すということはできませんよと。つまり、原子力がよいとか悪いとか、あるいは運転期間が延びることが悪いとか、短くなるのが悪いとか、それについて我々は何も物申すことはできませんというのが我々の姿勢です。

すなわち、運転期間が延びれば劣化は進んでいきます。だから早く止めたほうが安全でしょうというのは我々の論理ではないです。我々は、ある基準を設けて、その基準に対して劣化がどうですかという比較を行って、安全上十分な裕度がありますね。という評価を行うのが我々の安全規制であって、運転期間をどこかで切ってしまうということは我々の安全規制ではないというのが2年前の結論ですし、それは少なくとも科学的、技術的には今も生きているというふうに信じています。これからもそういう考えで、少なくとも原子力の利用の正当化の議論というのは政策的に行っていただくことであって、我々の安全規制の実行すべき事柄ではないという、そういう見解でございます。

この御説明で御理解いただけたでしょうか。

○記者 ありがとうございます。

そしてもう一つ、委員長自ら10月5日から議論をしてきたというふうにおっしゃいまして、約5か月で、これを、議論が足りないのではないとか、あるいはもうちょっと、結局法案の提出に急かされた形の議論だったのではないかという、そういう指摘もあり

ますけれども、この辺りは十分議論が尽くされたというふうに委員長はお考えでしょうか。

- 山中委員長 やはりその説明が至らなかったというところについては、そういうところもあろうかと思うのですけれども、少なくとも制度の大枠についてきちんとした議論ができたと思っておりますし、少なくとも、先ほど御説明をさせていただきましたけども、これまでの40年の運転延長の様々な経験を踏まえますと、技術的には60年あるいは70年の審査方針というのは基本的に50年までとそう大きく変わるものではないという、個人的にはそういう認識を持ちつつ、制度の議論をさせていただいたつもりです。

技術的な詳細についてはこれから検討チームで議論をしていただきますけども、少なくともバックグラウンドとして、そういう40年の運転延長認可制度でどういう劣化モードが重要であって、どういうことがこれまでの評価の中で分かっているのかということについて、これから検討チームで分かりやすい資料を作ってください、皆さんに御説明できればというふうに思っております。

- 記者 委員長、説明というよりも、委員会内の議論は十分尽くされたとお考えでしょうか。

- 山中委員長 制度の枠組みについては十分議論はしたつもりです。ただ、残念ながら1人の委員の御反対が出ましたけども、これはやはり運転期間に対する根本的な考え方のずれということから出てきているのかなというふうに理解しています。この点については、少なくともそう簡単に御理解をいただけるとは思いませんけども、その委員にも検討チームの中に入っていただいておりますので、技術的な議論については十分議論はさせていただけるかなというふうに思っています。

- 記者 最後にもう1点だけ。総理も今日国会で、より審査が厳格化するのでであると、30年を超えて10年以内に行っていくと、頻度も高くなると、これは本当に厳格化するものなのでしょうか、審査は。

- 山中委員長 基本的にこれまで取られていたデータの基本の部分というのは変わりませんけれども、少なくとも30年目、50年目、あるいはそれ以降というのが全て認可制度になったというのが、かなりこれまでと大きな変化です。データそのものも審査しますし、評価方法も審査します。そこが全て40年の認可制度と同じシステムが30年、50年、60年というふうが続いていくというふうにお考えいただきますと、かなり制度としてはより厳格な制度になったというふうに思っておりますし、これまで考えられていなかったような物理的な何か劣化モードがあるのかどうかについてはこれから検討しますけども、少なくともそれは基本的なところは同じでしょう。

ただ、先ほどもお話をさせていただきましたけども、設計の古さというのをどう考えたらいいかということについてはこれまで全く考えられてこなかったことですので、制度の中で、どの制度の中に入れるかというのはこれからの議論だと思うのですけども、制度の中できちんとそれを見ていきたいなというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 すみません、先ほどの質疑の内容に関しまして事務方から補足説明させていただきます。

○渡邊安全規制管理官（実用炉審査担当） 原子力規制庁実用炉審査部門の管理官の渡邊と申します。

先ほど、高経年化技術評価の、すみません、運転延長認可ですね。川内の運転延長認可と、あといわゆる標準応答スペクトルの取り入れに関する質疑があったというふうに認識していますけれども、ちょっと補足させていただきますと、この二つはもともと別のもので、別トラックとして今並行で走っています。それで、まず、運転延長認可制度は、現在の基準地震動に基づいて、60年目まで加味した形で、その耐震安全性評価をやって、それがオーケーであれば認可ができるというふうになっています。他方、その標準応答スペクトルについては、今、基準地震動の見直しの審査中というふうな形になっています。なので、運転延長認可制度のところについては、標準応答スペクトルの見直しで基準地震動が固まっていなくてもですね、認可はできるというふうに考えています。これはあくまでも現在の基準地震動、要は設置許可において認められた基準地震動によって評価をするというふうな形になっています。

ただし、標準応答スペクトルのほうの見直しで基準地震動が変わってきたときにはですね、当然運転延長認可のほうにも影響がある可能性があるもので、そこは基準地震動が固まって、その上でこちらに影響がないかという確認は別途必要になるというふうに考えているということです。そういう意味でその二つに対して関連があるというふうな言い方をしているというふうに理解しています。

以上です。

○司会 それではほかに御質問ありますでしょうか。残り5分程度となっておりますので質問は簡潔をお願いします。ササキさん、お願いします。

○記者 朝日新聞のササキと申します。

私も昨日の閣議決定のことでお伺いしたいのですが、17日に岸田首相が、国会審議で丁寧な説明ができる準備をした上で閣議決定するべきだということを経産大臣と環境大臣に指示をされています。規制庁が指示を受ける立場ではないというのは承知はしているのですが、規制委としては検討チームがまだ第1回の会合が始まったばかりですね、分かりやすい資料というのもまだ全くできていない中で、このタイミングで閣議決定されたということについてはどのように受け止めていらっしゃいますでしょうか。

○山中委員長 私どもとしては、高経年化した原子炉の安全規制をしっかりと行っていくということが我々の務めだというふうに考えておりますし、技術的な詳細な検討はまだ

始まったところですし、国民の皆さんに分かりやすい安全規制のありようというのを御説明できる、まだ段階にはないと思っております。ただ、これからしっかりと議論していくということに尽きると思います。

○記者 その分かりやすい説明ができない段階で閣議決定がされたということについては問題だというふうにはお考えにはなりませんか。

○山中委員長 繰り返しになりますけど、我々の務めは、高経年化した原子炉の安全規制をきっちりと技術的に詰めていくということ、それに尽きると思いますので、そこをしっかりとしていきたいというふうに思っていますし、委員会としてもそれにきっちり取り組んでいきたいと思っています。

○記者 それはこのタイミングの閣議決定に問題がないというふうにお考えなのか、それともそれは規制委が判断することではないから答えられないということなのか、どちらですか。

○山中委員長 閣議決定について私どもが何か申し上げる立場にはないということでございます。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。マツオさん。

○記者 読売のマツオです。

まだちょっと早いのですけれども、今日は3.11報告もあったので、福島第一の廃炉についてちょっと1点だけお伺いをさせていただきます。間もなく事故から12年がたちまして、廃炉のそのスローガン、30～40年で廃炉ということから考えますと、あと28年とかかなと思うのですけれども、委員長としては、この残りの期間で1Fの廃炉というのが達成が可能だというふうにお考えでしょうか、その辺りの所感をお聞かせください。

○山中委員長 以前にもお話をさせていただいたと思うのですけれども、2011年、事故が起きて、最初の10年というのはやはり緊急措置的な様々な取組というのをやらざるを得なかったという実情はあろうかと思っておりますけれども、やはり次の10年、今日のリスクマップを見ていただいたら分かるかと思うのですけれども、やらなければならないことというのは、やはり廃棄物の物量を減らして、安定化してきちんと保管をするという、そういうことを作業として行っていくということが極めて重要だろうというふうに思っておりますし、そこがフェーズとして変わらなければならないところかなというふうに思っています。

その中でデブリの取り出しをどういうふうにすべきかということについても検討する必要があろうかと思っておりますし、これはいつ終わるということは今明言できませんけれども、次の10年、今日のリスクマップは、具体的には3年間、こういうリスクを減らしていく必要があるのだということを明示させていただきました。特に固体廃棄物の低減化と保管管理ということについては、分析も含めて極めて重要であるということはお話をさせて

いただきましたし、そういう取組を報告書の中に記載をさせていただいております。

また、それと並行して事故調査を継続して行うということも、やはり継続的な安全性向上ということを怠ったというのが東京電力福島第一原子力発電所の事故の極めて大きな大事な教訓ですので、事故調査をきちんと継続して行っていく、あるいは分析をして、どういう要因があったのか、あるいは規制にどういことを反映すべきなのかということ、私自身が現場に入って、昨年も福島には5回行きました。今年もできる限り現場に入って、私自身の目でそういうことは確かめていきたいというふうに思います。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。それではヤマダさんで終わりにしたいと思います。ヤマダさん、お願いします。

○記者 2度目失礼します。新潟日報のヤマダです。

3日に柏崎刈羽の追加検査の関係で東京電力の社長への聞き取り、あと6日に柏崎刈羽での聞き取りを予定されていると思います。改めてですが、この検査の中でどういう位置づけの今回の聞き取りというふうに考えていらっしゃるか、何か終盤の一区切りになるのか、受け止めといたしますか、位置づけについてお願いします。

○山中委員長 1月28日は、私、柏崎刈羽原子力発電所に、これは核物質防護関係を中心に現地調査に入らせていただきました。そのときに所長に対して、こういう点がまだまだ足りない点であるという指示をさせていただきました。その点について、社長あるいは発電所の現場に対してですね、現状どうだということをお話をする事になるかと思えます。現状としてはかなり厳しい状況だと私自身は感じています。この検査のフェーズの終盤には入ってきているとは思いますが、状況としてはかなり厳しい状況だというふうには私自身は把握しています。

○記者 足りない点を指示したという、ちょっとPP絡みだと言にくいのかもかもしれませんが、PP絡みだということなのですかね。

○山中委員長 そのとおりです。

○記者 分かりました。

○司会 ほかに御質問よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—